

平成23年 第11回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成23年9月29日（木）
開会 午後1時00分 閉会 午後1時15分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第5会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、水野孝典、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹
- 6 書記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事
- (1) 議案第48号 京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
- (2) 議案第49号 京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について
- (3) 議案第50号 京丹後市教育委員会事務局職員の課長補佐人事について
- 8 その他
- 9 会議録 別添のとおり（全5頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成23年10月6日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、水野孝典、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹

〔書 記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈小松委員長〉

ただ今から「平成23年 第11回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。
本日の会議録署名委員の指名をいたします。
森委員を指名しますのでお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。
議案第48号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」を議題とします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第48号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。8月の教育委員会議で、大宮幼稚園の設置に伴う幼稚園条例の一部改正を提案させていただきましたので、9月議会に一部改正の条例につきまして上程をさせていただきます、現在審議をいただいております。予定では、9月30日の最終日に採決される見込みですが、議決をいただきましたら直ちに認可手続きの申請を行いたいと考えています。この認可申請の際、条例施行規則の添付が必要であることから、必要な条例施行規則の一部改正について審議をお願いするものでございます。なお、認可の許可は申請後、約1ヶ月程度必要であること、また11月の入園申し込み間に合わせたいということもありまして、本来、条例の議決後の教育委員会議で提案させていただくべきものですが、恐縮なんです、日程的に厳しい状況にあり1日でも早く申請をしたいことから、本日審議をお願いするものです。よって、議会の条例の一部改正が最終日に採決されますので、仮に否決されるようなことがあった場合は、改めて教育委員会議で審議をさせていただくこととなりますので、その旨もご理解いただきたいと思います。

それでは、改正文の内容について説明をさせていただきます。第2条では、入園の資格を規定しておりますが、入園児童の年齢について、満4歳から満3歳に改正しようとするものでございます。なお、峰山幼稚園につきましては、平成24年度から耐震化のため吉原小学校を一部改修し、代替施設での運営を行うこととしているため、施設的に3歳児の受け入れが難しいことから、今までどおり4・5歳児の受け入れを予定しているため、ただし書きの規定をさせていただきます。第3条では、幼稚園ごとの定員を規定して

おりますので、新しく大宮幼稚園を追加し定員を80人とすること、また年齢を引き下げたことにより、丹後幼稚園の定員を60人から80人に増員する改正をさせていただきたいと思います。第4条は必要な用語の改正、第5条は修業年限を年齢の引き下げにより、「2年以内」を「3年以内」に改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第48号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈水野委員〉

入園資格の1歳引き下げと連動しますけれども、修業年限の2年から3年ということで、この改正については非常にいいことだと思っておりますが、そのうえで今回峰山幼稚園がただし書きで、除外されていることについて、今後の見通しについて現時点でどのような展望になっているのかということだけ1点お伺いしたいと思います。

〈吉岡教育次長〉

先ほど申し上げましたように、吉原小学校の施設を一部改正して峰山幼稚園の運営をしていく関係で、まだ具体的に運営をしていない関係もありますので、実際の今の段階では施設的に難しいだろうと思っておりますが、来年度以降運営してみて、もし可能であれば、その翌年からでも3歳児に引き下げをしたいと思っております。ただ、原則としましては、その時点でも難しいということであれば、新しく幼稚園を設置する時に3歳にさせていただきたいと思っております。来年の4月ではなくて翌年の4月、また翌年の4月ということで、その都度考え方を整理させていただいて検討させていただきたいというふうに思っております。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第48号「京丹後市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは次の議案に入らせていただきます。

議案第49号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案いたします。

<吉岡教育次長>

議案第49号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について」説明をさせていただきます。前議案と同様に、8月の教育委員会議で方針等についてはすでに説明させていただいておりますので、ご承知いただいておりますが、平成24年度からすべての幼稚園で預かり保育を実施するため、要綱を新たに制定しようとするものです。制定分の内容を説明させていただきます。第1条では、要綱の制定目的を規定しております。第2条では、対象園児を規定しております。第3条では、預かり保育を実施しない日を具体的に4号まで規定させていただいております。第4条では保育時間を規定しております、その第1項では、平日は終業の時刻から午後4時30分まで、土曜日は午前8時30分から午前11時30分までとし、第2項では、休業日は午前8時30分から午後4時30分までとしております。第3項では、特別な事由がある場合は、保育時間を変更することができることを規定しております。第5条では、利用申請等、手続き等について規定をさせていただいております。第6条では、利用料を規定しております、第1項で利用料の額につきましても、8月を除く月につきましてもは12,000円、8月は20,000円としております。第2項で利用料は翌月に納入すること、第3項で月の途中で開始及び中止等の場合については、日割りについてを規定させていただいております。第7条では利用料の減免について規定しておりますが、これにつきましてもは、内容は幼稚園の保育料と同様の内容になっております。第8条では、その他の内容を規定させていただいております。なお、施行期日につきましてもは、附則で平成24年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<小松委員長>

議案第49号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

第6条の8月を除く月の利用料は月額12,000円、8月の利用料は20,000円というのは、一律ですか。保育所とは違うので一律なのでしょうか。

<吉岡教育次長>

利用料につきましてもは、幼稚園の保育料も月額9,500円の一律になっておりますので、預かり保育料につきましても一律の形でさせていただいております。先ほどありましたように、保育所のほうは所得によって保育料が異なりますが、幼稚園のほうは一律にさせていただいております。

<小松委員長>

他にございませんか。

<文珠委員>

預かり保育ですけれども、大宮幼稚園や丹後幼稚園は保育所と一緒にあって、網野幼稚園は幼稚園だけですけれども、それも同じようなことで考えておられるんですか。

<吉岡教育次長>

今回の預かり保育につきましては、今度大宮幼稚園ができて4つになるんですが、全ての幼稚園で預かり保育をさせていただきたいというふうに考えています。

<水野委員>

意見として申し上げますけれども、今回の幼稚園預かり保育事業の実施によって、幼稚園教育に対する需要が増すことが期待されると思います。事務事業的に教育委員会の事務局ならびに関係職員の負担が増すと思うんですけれども、それを考慮しても本市の幼稚園教育の充実発展にとって、歓迎すべき方向だと思っております。

<小松委員長>

他にございませんか。

<山根学校教育課長>

補足で説明をさせていただきます。先ほど次長の説明の中で、翌月の利用料の納入と言わせていただいておりますけれども、毎月末日ということで要綱上なっておりますので、その旨補足をさせていただきます。

<吉岡教育次長>

今課長が申しあげましたとおり、訂正させていただきます。

<小松委員長>

他にございませんか。

それではお諮りを致します。49号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

それでは次の議案に入らせていただきます。

始めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第50号は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

※ 京丹後市教育委員会会議規則 (抜粋)

(傍聴)

第16条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事。
 - (2) 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する事。
 - (3) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、会議を公開することにより、教育委員会又は市長その他関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのある事。
- 2 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第50号については非公開といたします。

(議案第50号について、審議可決)

<小松委員長>

これより会議を公開とします。

<小松委員長>

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

これで第11回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

〈 閉会 午後1時15分 〉

[10月定例会 平成23年10月6日(木) 午後3時15分]